

## 9 老人福祉法の一部改正関係

### 【改正の内容】

#### I. 有料老人ホームの見直し

##### ① 有料老人ホームの定義の見直し

有料老人ホームに関する届出等の規制を回避するため、現行の定義の人数要件等に該当しないような形で事業を行っている者が存在することなどを踏まえ、現行の人数要件（常時10人以上の老人）や提供サービス要件（食事の提供）を見直す。

##### ② 入居者保護の充実

- ・帳簿保存、情報開示の義務化
- ・倒産等の場合に備えた一時金保全措置の義務化（経過措置あり）
- ・都道府県の立入検査権限付与、改善命令の際の公表

#### II. 養護老人ホームの見直し

##### ① 養護老人ホームの入所者について介護保険サービスの利用を可能とするため、次のような選択が可能となるよう所要の見直しを行う。

ア) 精神障害やアルコール依存症などを抱え、家族や地域社会の中での人間関係がうまく築けない一方で、1人暮らしも困難な高齢者等を受け入れる措置施設として存続するとともに、要支援・要介護の入所者は外部の介護保険サービスを利用できるようにする。

イ) 措置施設（養護老人ホーム）から契約施設（ケアハウス）へと転換し、介護保険法上の特定施設入所者生活介護の事業者となる。

ウ) ア及びイの2部門を有する施設へと転換する。

##### ② 養護老人ホームの運営費の一般財源化（三位一体改革関連法案の中で措置）

#### III. その他

##### ○在宅介護支援センター関連規定の整理

介護に関する相談支援事業等は介護保険法上で規定することとなるため、老人福祉法上の老人介護支援センター（在宅介護支援センター）関連規定を整理する。

##### ○地域密着型サービスの創設に伴う規定の整理

介護保険法に地域密着型サービスが創設されることに伴い、老人福祉法上の関連規定（老人居宅介護等事業の定義等）を整理する。

# 10 被保険者・受給者の範囲について

## 【検討規定の内容(介護保険法等の一部を改正する法律案 附則第2条(抜粋))】

- 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

### 【これまでの経緯】

- 「被保険者・受給者の範囲」の問題については、制度創設当初から、大きな論点の一つであった。

(参考) 現行の介護保険法附則第2条

第二条 介護保険制度については、…(中略)…被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、…(中略)…を含め、この法律の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

- 社会保障審議会介護保険部会においては、平成16年12月に「『被保険者・受給者の範囲』の拡大に関する意見」が取りまとめられた。

(「被保険者・受給者の範囲の拡大に関する意見」の主な内容)

- ・ 要介護となった理由や年齢の如何に関わらず介護を必要とする全ての人にサービスの給付を行い、併せて保険料を負担する層を拡大していくことにより、制度の普遍化の方向を目指すべきとの意見が多数であった。一方、極めて慎重に対処すべきとの意見もあった。
- ・ 平成17年度及び平成18年度の2年間を目途に結論を得ることとされている社会保障制度の一体的見直しの中で、その可否を含め国民的な合意形成や具体的な制度改革案についてできる限り速やかに検討を進め、結論を得ることが求められる。

(現行制度における被保険者・受給者の範囲)

	範囲	サービス受給要件
第1号被保険者	65歳以上の者	要介護(要支援)状態
第2号被保険者	40歳から64歳までの医療保険加入者	要介護(要支援)状態であって、老化に伴う疾病(※)に起因するもの

※「老化に伴う疾病」=15の疾病

筋萎縮性側索硬化症/後縦靭帯骨化症骨折を伴う骨粗鬆症/シャイ・ドレーガー症候群/初老期における痴呆/脊髄小脳変性症/脊柱管狭窄症/早老症/糖尿病性神経障害/糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症/脳血管疾患/パーキンソン病/閉塞性動脈硬化症/慢性関節リウマチ/慢性閉塞性肺疾患/両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

# 1 1 社会福祉施設職員等手当共済法の改正関係

## I. 現行制度の概要

◆ 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の退職について退職手当を支給し、その待遇改善により社会福祉事業の振興に寄与することを目的に創設(昭和36年)。

◆ 給付水準: 国家公務員に準拠。

◆ 制度加入対象: 社会福祉法人(経営者)の経営する社会福祉施設等の職員。(任意加入)

◆ 財源方法: 賦課方式。給付費については、国・都道府県・経営者(社会福祉法人)が3分の1ずつ負担。(老健施設等の申出施設はすべて経営者負担。)

(参考)

- ・共済契約者...約15,000法人  
(社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の9割以上が加入)
- ・被共済職員...約59万人
- ・退職者数...約6万人
- ・支給費総額...約740億円
- ・国庫補助...約238億円  
(以上H15年度決算ベース)
- ・掛金...年額42,300円(H16年度)

## II. 改正案の概要

### ◆ 公的助成の見直し

- ・ 介護保険におけるイコールフットィングの観点から、介護保険制度対象の高齢者関係の施設・事業の職員について公的助成を廃止。
- ・ 既加入職員については、退職時まで現在の助成を継続するといった、十分な経過措置を講じる。
- ・ 児童・障害等の施設・事業については、従来通り公的助成を行う。

(参考) 特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)(抄)

【社会福祉施設退職手当共済】

平成17年を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコールフットィングの観点から、助成の在り方を見直す。

### ◆ 給付水準の見直し

- ・ 現在国家公務員準拠とされている給付水準を見直し、経営者の掛金等の負担の増大を緩和し、制度運営の安定化を図る観点から、1割の抑制を行う。
- ・ 経過措置として、既加入職員については、改正時点での退職金水準(支給乗率)を確保。

(参考) ・5年間加入した場合の平均退職手当金額 (現行)570,000円→(改正後)513,000円

・25年間加入した場合の平均退職手当金額 (現行)10,800,000円→(改正後)9,720,000円

### ◆ 被共済職員期間の通算制度の改善

- ・ 退職後2年以内に再び被共済職員になること等、一定の要件を満たす場合には、職員の申請により前後の期間の通算を可能とする。

### ◆ 施行日

平成18年4月1日予定。